

目 次

I	昨年と比べて変わった点	3
	① 令和 6 年分所得税の定額減税の実施	3
	② 「給与所得者の保険料控除申告書」の記載内容の改正	3
	【令和 7 年分以後に適用される改正】簡易な扶養控除等申告書の提出	4
II	年末調整の手続	5
	① 年末調整の対象となる人	5
	② 年末調整の手順	6
III	年税額の計算のための準備	7
	① 申告書等の準備	7
	② 「扶養控除等(異動)申告書」の提出・記載内容の確認	8
	③ 「基礎控除申告書」の提出・記載内容の確認	21
	④ 「配偶者控除等申告書」の提出・記載内容の確認	23
	⑤ 「所得金額調整控除申告書」の提出・記載内容の確認	28
	⑥ 「保険料控除申告書」の提出・記載内容の確認	30
	⑦ 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の 提出・記載内容の確認	37
	⑧ 令和 6 年分所得税の定額減税	43
IV	令和 6 年分年税額の計算	49
V	徴収税額との精算	53
VI	年末調整の再調整	55
VII	法定調書の作成と提出	56
	① 法定調書の作成と提出期限	56
	② 提出方法	56
	③ 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲等	58
	④ 記載例	59

参考 令和 6 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表 64-72

I

昨年と比べて変わった点

1 令和6年分所得税の定額減税の実施



令和6年分の所得税の納税者である居住者について、令和6年分所得税の定額減税が実施されています。

給与等の源泉徴収については、令和6年6月1日以後に支払う給与等において行う「月次減税」と年末調整において行う「年調減税」が実施されます。

① 月次減税

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、「扶養控除等（異動）申告書」を提出している居住者である給与所得者（甲欄適用者）について、同日以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から次に掲げる人を対象とした月次減税額を控除し、控除しきれない月次減税額は7月以後に支払う給与等（年末調整を行う給与等を除きます）の源泉徴収税額からその残額がなくなるまで順次控除します。

【減税対象者】

- イ 所得者本人 …… 3万円
- ロ 「扶養控除等（異動）申告書」に記載された居住者である源泉控除対象配偶者のうち合計所得金額が48万円以下の配偶者、居住者である控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族 …… 1人につき3万円
- ハ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載された同一生計配偶者及び扶養親族 …… 1人につき3万円

② 年調減税

令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である所得税の納税者について、年末調整において所得税額から年調減税額を控除します。

年調減税については、43～48頁に記載しています。

2 「給与所得者の保険料控除申告書」の記載内容の改正



「給与所得者の保険料控除申告書」の記載内容について、申告者との続柄の記載を要しないこととされました。

この改正は、令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について適用されます。

【令和7年分以後に適用される改正】

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」について、その申告書に記載すべき事項の全てがその年の前年の申告内容と異動がない場合には、「扶養控除等（異動）申告書」等の余白に「前年から異動なし」等の異動がない旨を記載した「簡易な給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出することができることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等について適用されます。

(1) 所得の見積額等が変動しても「簡易な扶養控除等（異動）申告書」が提出できる場合

① 源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円以下である場合

② 次に掲げる人の所得の見積額が48万円以下である場合

イ 控除対象扶養親族及び年少扶養親族

ロ 障害者である同一生計配偶者のうち、控除対象配偶者に該当しない人

③ (特別) 障害者控除の対象となる人の障害の程度(等級)等に変動があった場合(障害の程度等に変動があり、特別障害者から障害者になる場合又は障害者から特別障害者になる場合を除きます)

④ 勤労学生控除の適用を受けている場合で、所得の見積額が75万円以下であり、かつ、その所得の見積額のうち事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得以外の所得の見積額が10万円以下である場合

(2) 勤労学生控除又は国外居住親族の確認

「簡易な扶養控除等（異動）申告書」の提出により勤労学生控除の適用を受ける場合、勤労学生に該当する旨を証する書類の提示等は必要です。

また、国外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場合であっても、親族関係書類や送金関係書類の提出又は提示、「扶養控除等（異動）申告書」への「生計を一にする事実」は記載する必要があります。

(3) 「簡易な扶養控除等（異動）申告書」を提出後、その年中に異動があった場合

「簡易な扶養控除等（異動）申告書」を提出後、その年の途中で控除対象扶養親族の数に異動があるなど申告内容に異動があった場合には、その都度異動申告書を提出する必要があります。

この場合、給与の支払者は最後に提出を受けた「簡易な扶養控除等（異動）申告書」以外の「扶養控除等（異動）申告書」の内容を基に源泉徴収事務を行っていますので、異動申告書として、

① 異動月日や異動事由を明らかにした上で該当する全ての事項を記載させる方法

② 給与支払者のシステム対応の状況により異動があった事項だけを記載させる方法など効率的に源泉徴収事務が行える方法で差し支えないとされています。

【国税庁ホームページ「簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ（源泉所得税関係）」参照】